



宮 崎 県 公 報

平成28年3月24日(木曜日) 第 2779 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

目 次	頁
告 示	
○宮崎県環境影響評価技術指針の一部を改正する 告示……………(環境管理課) 1	
○道路の区域の決定……………(道路保全課) 12	
○道路の区域の変更(2件)……………(“) 13	
○道路の供用の開始(3件)……………(“) 13	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 14	
○土砂災害警戒区域の指定……………(“) 14	
○土砂災害特別警戒区域の指定……………(“) 15	

公 告	頁
○基本測量の実施の通知……………(管理課) 16	
○基本測量終了の通知(2件)……………(“) 17	
選挙管理委員会告示	
○政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の 届出……………17	
○解散した政治団体の収支報告書の要旨……………18	
○資金管理団体の指定取消の届出……………20	
県議会告示	
○宮崎県議会情報公開条例施行規程の一部を改正 する告示……………20	

告 示

宮崎県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示をここに公表する。

平成28年3月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 206号

宮崎県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示

宮崎県環境影響評価技術指針(平成12年宮崎県告示第 807号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(環境影響評価の項目の選定) 第4条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」という。)が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は、別表第1の1の表から27の表までの備考第2号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う影響要因について別表第1においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目(以下「参考項目」という。)を勘案しつつ、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定しなければならない。	(環境影響評価の項目の選定) 第4条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」という。)が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は、別表第1の1の表から28の表までの備考第2号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う影響要因について別表第1においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目(以下「参考項目」という。)を勘案しつつ、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定しなければならない。
2 [略]	2 [略]
3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。 (1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第4号に掲げるものを除く。別表第1において同じ。) ア 大気環境	3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。 (1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第4号に掲げるものを除く。別表第1において同じ。) ア 大気環境

(ア) [略]
(イ) 騒音

(ウ)～(オ) [略]
イ・ウ [略]

(2)～(5) [略]

4～7 [略]

(参考手法)

第6条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法(参考項目に係るものに限る。)を選定するに当たっては、別表第1の1の表から27の表までの備考第2号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに別表第2に掲げる参考となる調査及び予測の手法(以下この項及び別表第2において「参考手法」という。)を勘案しつつ、第3条の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ選定しなければならない。

2・3 [略]

(対象港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続)

第16条 [略]

2 第3条から前条まで(第3条第1項第1号ウ及びエ、第8条第3項並びに前条第9号を除く。)の規定は、条例第37条第1項の規定による対象港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、第3条第1項第1号ア中「対象事業の種類」とあるのは「主要な港湾施設の規模及び配置に関する事項の概要」と、同号イ中「対象事業実施区域の位置」とあるのは「埋立地の規模及び配置に関する事項の概要」と、第4条第2項中「土地の形状の変更、工作物」とあるのは「埋立地の存在、主要な港湾施設」と、同項第1号中「対象事業に係る工事の実施(対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。)」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る主要な港湾施設又は埋立地の存在及び当該主要な港湾施設又は埋立地において行われることが想定される事業活動その他の人の活動であって対象港湾計画の目的に含まれるもの(別表第1の27の表において「主要な港湾施設又は埋立地の存在及び供用」という。)」と、同項第2号中「対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの(当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第1において「土地又は工作物の存在及び供用」という。)」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る主要な港湾施設の撤去又は廃棄」と、第8条第1項第4号中「、期間又は時間帯(別表第2において「予測対象時期等」という。) 供用開始後定常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る。)、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間」とあるのは「又は時間帯(別表第2において「予測対象時期等」という。) 選定項目ごとの港湾環境影響を的確に把握できる時期」と、第15条第1号中「氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「名称及び住所」と、同条第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港

(ア) [略]
(イ) 騒音(周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。)及び超低周波音(周波数が20ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。)

(ウ)～(オ) [略]
イ・ウ [略]

(2)～(5) [略]

4～7 [略]

(参考手法)

第6条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法(参考項目に係るものに限る。)を選定するに当たっては、別表第1の1の表から28の表までの備考第2号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに別表第2に掲げる参考となる調査及び予測の手法(以下この項及び別表第2において「参考手法」という。)を勘案しつつ、第3条の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ選定しなければならない。

2・3 [略]

(対象港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続)

第16条 [略]

2 第3条から前条まで(第3条第1項第1号ウ及びエ、第8条第3項並びに前条第9号を除く。)の規定は、条例第37条第1項の規定による対象港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、第3条第1項第1号ア中「対象事業の種類」とあるのは「主要な港湾施設の規模及び配置に関する事項の概要」と、同号イ中「対象事業実施区域の位置」とあるのは「埋立地の規模及び配置に関する事項の概要」と、第4条第2項中「土地の形状の変更、工作物」とあるのは「埋立地の存在、主要な港湾施設」と、同項第1号中「対象事業に係る工事の実施(対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。)」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る主要な港湾施設又は埋立地の存在及び当該主要な港湾施設又は埋立地において行われることが想定される事業活動その他の人の活動であって対象港湾計画の目的に含まれるもの(別表第1の28の表において「主要な港湾施設又は埋立地の存在及び供用」という。)」と、同項第2号中「対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの(当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第1において「土地又は工作物の存在及び供用」という。)」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る主要な港湾施設の撤去又は廃棄」と、第8条第1項第4号中「、期間又は時間帯(別表第2において「予測対象時期等」という。) 供用開始後定常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る。)、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間」とあるのは「又は時間帯(別表第2において「予測対象時期等」という。) 選定項目ごとの港湾環境影響を的確に把握できる時期」と、第15条第1号中「氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「名称及び住所」と、同条第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港

湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と読み替えるものとする。

湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と読み替えるものとする。

別表第 1 の 27 の表を 28 の表とし、11 の表から 26 の表までを 1 表ずつ繰り下げ、10 の表の次に次の 1 表を加える。

11 施行規則別表第1の5の項の(7)又は(8)に掲げる事業(以下「風力発電事業」という。)

環境要素の区分	大気環境				水環境		土壌に係る環境		動物		植物		人と自然との豊かさを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		人と自然との豊かさを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の程度により予測及び評価されるべき環境要素		歴史的文化的な環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素					
	騒音		振動		水質		底質		地形及び地質		その他		動物		植物		景観		人と自然との活動の場		廃棄物等		文化財	
	大気質	騒音	超底周波音	振動	水質	底質	地形及び地質	その他	重要な地形及び地質	風車の影	重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。)	海域に生息する動物	重要な種及び群落(海域に生育するものを除く。)	海域に生育する植物	地域を特徴づける生態系	景観	人と自然との活動の場	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との活動の場	建設工事に伴う副産物	文化財			
影響要因の区分																								
工事の実施																								
土地又は工場の存在及び供用																								

備考
 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する風力発電事業の内容を踏まえて区分したものである。
 (1) 工事の実施に関する内容
 ア 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行うこと。なお、海域に設置される場合は、しゅんせつ工事を含む。
 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと。
 ウ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成及び整地を行うこと。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。
 (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 ア 地形改変及び施設の有無として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有すること。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改変等を伴う。
 イ 施設の稼働として、風力発電の運転を行うこと。
 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車等の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群落」とは、「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
 5 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象をいう。
 6 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
 7 この表において「主要な眺望景観」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
 9 この表において「主要な人と自然との活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との活動の場をいう。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第 2 参考手法 (第 6 条関係)				別表第 2 参考手法 (第 6 条関係)			
参考項目		参考手法		参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法	環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
[略]				[略]			
窒素酸化物	[略]	[略]		窒素酸化物	[略]	[略]	
	地熱発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行				地熱発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	[略]				風力発電所事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
[略]				[略]			
粉じん等	[略]	[略]		粉じん等	[略]	[略]	
	地熱発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行				地熱発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	[略]				風力発電所事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
[略]				[略]			
騒音	[略]	[略]		騒音	[略]	[略]	
	火力発電所事業に係る建設機械の稼働				火力発電所事業に係る建設機械の稼働		
	[略]				風力発電所事業に係る建設機械の稼働		
[略]	[略]	1 調査すべき情報 (1)・(2) [略]	[略]	[略]	[略]	1 調査すべき情報 (1)・(2) [略]	[略]
[略]	火力発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	2～5 [略]	[略]	[略]	火力発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	2～5 [略]	[略]
[略]	[略]			[略]	風力発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車		

[略]				両の運行		
[略]				[略]		
[略]			騒音及び超低周波音	風力発電所事業に係る施設の稼働	<p>1 調査すべき情報 (1) 騒音及び超低周波音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音及び超低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音及び超低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音及び超低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音及び超低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音及び超低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期並びに騒音及び超低周波音に係る環境影響が最大となる時期</p>

							(最大となる時期を設定することができる場合に限る。)
振動	[略]	[略]					
	火力発電所事業に係る建設機械の稼働						
	[略]						
	[略]	1 調査すべき情報	[略]				
	火力発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	(1)・(2) [略]					
	[略]	2～5 [略]					
[略]	[略]						
[略]	[略]						
水の濁り	[略]	[略]					
	地熱発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響						
	[略]						
	[略]						
	[略]						
	[略]						
[略]	[略]						
有害物質 (底質に係るものに限る。)	火力発電所事業に係る建設機械の稼働	[略]					
	[略]						
	[略]						
[略]	[略]						
重要な地形及び地質	[略]	[略]					
	地熱発電所事業に係る地形						
振動	[略]	[略]					
	火力発電所事業に係る建設機械の稼働						
	風力発電所事業に係る建設機械の稼働						
	[略]						
	[略]	1 調査すべき情報	[略]				
	火力発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	(1)・(2) [略]					
風力発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況						
[略]	2～5 [略]						
[略]	[略]						
[略]	[略]						
[略]	[略]						
水の濁り	[略]	[略]					
	地熱発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響						
	風力発電所事業に係る建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響						
[略]							
[略]	[略]						
[略]	[略]						
[略]	[略]						
有害物質 (底質に係るものに限る。)	火力発電所事業に係る建設機械の稼働	[略]					
	風力発電所事業に係る建設機械の稼働						
	[略]						
[略]	[略]						
重要な地形及び地質	[略]	[略]					
	地熱発電所事業に係る地形						

<p>変更及び施設 の存在</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>変更及び施設 の存在</p> <p>風力発電所事 業に係る地形 変更及び施設 の存在</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>日照阻害</p>	<p>[略]</p>	<p>日照阻害</p> <p>風車の影</p>	<p>[略]</p> <p>1 調査すべき情報 (1) 土地利用の 状況 (2) 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な 手法 文献その他の資 料による情報の収 集及び当該情報の 整理</p> <p>3 調査地域 土地利用及び地 形の特性を踏まえ て風車の影に係る 環境影響を受ける おそれがあると認 められる地域</p> <p>4 調査地点 土地利用及び地 形の特性を踏まえ て調査地域におけ る風車の影に係る 環境影響を予測し 、及び評価するた めに必要な情報を 適切かつ効果的に 把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 土地利用の状況 及び地形の状況を 適切に把握するこ とができる時期</p> <p>1 予測の 基本的な 手法 等時間 の日影線 を描いた 日影図の 作成</p> <p>2 予測地 域 調査地 域のうち 、土地利 用及び地 形の特性 を踏まえ て風車の 影に係る 環境影響 を受ける おそれが あると認 められる 地域</p> <p>3 予測地 点 土地利 用及び地 形の特性 を踏まえ て予測地 域におけ る風車の 影に係る 環境影響 を的確に 把握でき る地点</p> <p>4 予測対 象時期等 発電所 の運転が 定常状態 となる時</p>

							期及び風車の影に係る環境影響が最大となる時期	
重要な種及び注目すべき生息地	[略]	[略]	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	[略]	[略]			
	地熱発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在			地熱発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在				
	[略]			風力発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在	[略]			
	[略]			[略]				
	[略]			[略]				
	水力発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在、貯水池の存在、河水の取水	[略]		水力発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在、貯水池の存在、河水の取水	[略]			
				風力発電所事業に係る施設の稼働	1 調査すべき情報 (1) 哺乳類及び鳥類に係る動物相の状況 (2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 動物の生息の特	1 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特		

					性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路	性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
					5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
	[略]				[略]	
海域に生息する動物	火力発電所事業に係る地形改変及び施設 の存在	[略]		海域に生息する動物	火力発電所事業に係る地形改変及び施設 の存在	[略]
	[略]				風力発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設 の存在	
	[略]				[略]	
重要な種及び群落	[略] 地熱発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設 の存在	[略]		重要な種及び群落 (<u>海域に生育するものを除く。</u>)	[略] 地熱発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設 の存在	[略]
					風力発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設 の存在	

	[略]			[略]	
	[略]			[略]	
海域に生育する植物	火力発電所事業に係る地形 改変及び施設 の存在	[略]	海域に生育する植物	火力発電所事業に係る地形 改変及び施設 の存在	[略]
	[略]			[略]	
地域を特徴づける生態系	[略]	[略]	地域を特徴づける生態系	[略]	[略]
	地熱発電所事業に係る造成 等の施工による一時的な影 響、地形改変 及び施設の存在			地熱発電所事業に係る造成 等の施工による一時的な影 響、地形改変 及び施設の存在	
	[略]			[略]	
	[略]			[略]	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	[略]	[略]	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	[略]	[略]
	地熱発電所事業に係る地形 改変及び施設 の存在			地熱発電所事業に係る地形 改変及び施設 の存在	
	[略]			[略]	
	[略]			[略]	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	[略]	[略]	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	[略]	[略]
	地熱発電所事業に係る資材 及び機械の運搬に用いる車 両の運行、地 形改変及び施 設の存在			地熱発電所事業に係る資材 及び機械の運搬に用いる車 両の運行、地 形改変及び施 設の存在	
				風力発電所事業に係る資材 及び機械の運	

					搬用車 の運行、地 形改変及び施 設の存在	
	[略]				[略]	
	[略]				[略]	
建設工事に伴う副産物	[略]	[略]			[略]	
	地熱発電事業に係る造成等の施工による一時的な影響				地熱発電事業に係る造成等の施工による一時的な影響	
	[略]				風力発電事業に係る造成等の施工による一時的な影響	
	[略]				[略]	
[略]						
文化財	[略]	[略]			[略]	
	地熱発電事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在				地熱発電事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在	
	[略]				風力発電事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在	
	[略]				[略]	
	[略]				[略]	
備考	1～5 [略]				1～5 [略]	
	6～11 [略]				6 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象をいう。	
					7～12 [略]	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 207号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成28年 3 月24日から平成28年 4 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
355	県道	旭村木脇線	東諸県郡国富町大字木脇字桑鶴1604番2地先から同郡同町同大字字	11.8～34.8	599.6

前田2818番
1地先まで

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 208号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年 3 月24日から平成28年 4 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高千穂線	西白杵郡高千穂町大字向山字大久保1239番4地先から同郡同町同大字同字1205番1地先まで	旧	6.8 ~ 26.0	230.0
				新	10.4 ~ 28.0	230.0

宮崎県告示第 209号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年 3 月24日から平成28年 4 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
405	県道	西麓小林線	西諸県郡高原町大字西麓字上大迫414番4地先から同郡同町同大字一里山496番3地先まで	旧	9.1 ~ 25.1	510.0
				新	16.0 ~ 28.3	510.0

宮崎県告示第 210号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 3 月24日から平成28年 4 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月24日

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
355	県道	旭村木脇線	東諸県郡国富町大字木脇字桑鶴1604番2地先から同郡同町同大字字前田2818番1地先まで	平成28年 3 月25日

宮崎県告示第 211号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 3 月24日から平成28年 4 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
405	県道	西麓小林線	西諸県郡高原町大字西麓字上大迫414番4地先から同郡同町同大字同字 408番4地先まで	平成28年 3 月25日

宮崎県告示第 212号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 3 月24日から平成28年 4 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
405	県道	西麓小林線	西諸県郡高原町大字西麓字一里山459番9地先から同郡同町同大字同字 496番	平成28年 3 月25日

3 地先まで

宮崎県告示第 213号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成28年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 内の口地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱3号までを順次結んだ線、標柱3号と標柱4号を昭和46年農林省告示第1771号で指定された保安林区域に沿って結んだ線、標柱4号と標柱5号を結んだ線及び標柱1号と標柱5号を普通河川内の口川及びその支川に沿って結んだ線により囲まれた土地の区域（ただし、昭和47年建設省告示第322号第1項で指定された砂防指定地を除く。）

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字土橋7346
2	“ “ “ 字上松葉7418
3	“ “ “ 字土橋7347
4	“ “ “ “ 7349
5	“ “ “ “ 7349

宮崎県告示第 214号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	岡富沢	10-203-1-085	土石流
	関所ヶ谷川	10-203-1-112	土石流
	坂宮谷川	10-203-1-113	土石流
	東大久保谷沢	10-203-1-114	土石流
	大久保谷沢(1)	10-203-1-115	土石流
	大久保谷沢(2)	10-203-1-116	土石流

大久保谷沢(2)-新①	10-203-1-116-新①	土石流
祝子ヶ内谷沢	10-203-1-120	土石流
祝子ヶ内谷川	10-203-1-121	土石流
祝子内(4)	10-203-1-122	土石流
祝子内(5)	10-203-1-123	土石流
尾崎谷川	10-203-1-124	土石流
滝の口谷川	10-203-1-125	土石流
荒谷川	10-203-2-067	土石流
祝子ヶ内小谷川	10-203-2-068	土石流
直海川	10-428-1-035	土石流
直海沢	10-428-1-036	土石流
直海沢川	10-428-2-037	土石流
直海谷川	10-428-2-038	土石流
山月第2	I-1-1486	急傾斜地の崩壊
山月第3	I-1-1487	急傾斜地の崩壊
山下第2	I-1-1501	急傾斜地の崩壊
山下第3	I-1-1502	急傾斜地の崩壊
山下第5	I-1-1504	急傾斜地の崩壊
山下第5-新①	I-1-1504-新①	急傾斜地の崩壊
山下第5-新③	I-1-1504-新③	急傾斜地の崩壊
高千穂通第1	I-1-1506	急傾斜地の崩壊
高千穂通第2	I-1-1507	急傾斜地の崩壊
高千穂通第3	I-1-1508	急傾斜地の崩壊

	高千穂通第 4	I - 1 - 1509	急傾斜地の崩壊	木 城 町	板谷南谷川	08 - 404 - 2 - 006	土 石 流
	北 小 路	I - 1 - 1510	急傾斜地の崩壊		板谷小谷川	08 - 404 - 2 - 007	土 石 流
	祝子第 1	I - 1 - 1625	急傾斜地の崩壊		板谷東谷川	08 - 404 - 2 - 007 -新①	土 石 流
	祝子第 1 - 新①	I - 1 - 1625 - 新①	急傾斜地の崩壊		板 谷 - 1	II - 1 - 6147	急傾斜地の崩壊
	祝子第 2	I - 1 - 1626	急傾斜地の崩壊		板 谷 - 2	II - 1 - 6148	急傾斜地の崩壊
	尾 崎	I - 1 - 1627	急傾斜地の崩壊		板谷 - 2 - 新①	II - 1 - 6148 - 新①	急傾斜地の崩壊
	夏 田	I - 1 - 1628	急傾斜地の崩壊		板谷 - 2 - 新②	II - 1 - 6148 - 新②	急傾斜地の崩壊
	上 直 海	I - 1 - 1772	急傾斜地の崩壊		板 谷 - 3	II - 1 - 6182	急傾斜地の崩壊
	直 海	I - 1 - 1773	急傾斜地の崩壊		板 谷 - 4	II - 1 - 6202	急傾斜地の崩壊
	尾崎第 2	I - 1 - 2133	急傾斜地の崩壊		板谷 - 4 - 新①	II - 1 - 6202 - 新①	急傾斜地の崩壊
	祝子第 3	I - 1 - 3567	急傾斜地の崩壊				
	祝子第 3 - 新①	I - 1 - 3567 - 新①	急傾斜地の崩壊				
	祝子第 3 - 新②	I - 1 - 3567 - 新②	急傾斜地の崩壊				
	祝子第 3 - 新③	I - 1 - 3567 - 新③	急傾斜地の崩壊				
	祝子第 4	I - 1 - 3568	急傾斜地の崩壊				
	祝子第 4 - 新①	I - 1 - 3568 - 新①	急傾斜地の崩壊				
	坂 宮	I - 1 - 3577	急傾斜地の崩壊				
	岡富第 6	I - 1 - 3595	急傾斜地の崩壊				
	尾崎第 3	I - 1 - 3639	急傾斜地の崩壊				
	尾崎第 3 - 新①	I - 1 - 3639 - 新①	急傾斜地の崩壊				
上直海 1	I - 1 - 3713	急傾斜地の崩壊					
祝子第 5	II - 1 - 7381	急傾斜地の崩壊					
祝子第 6	II - 1 - 7405	急傾斜地の崩壊					

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び所管の土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 215号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年3月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 (溪 流) 番 号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	岡 富 沢	10 - 203 - 1 - 085	土 石 流
	東大久保谷沢	10 - 203 - 1 - 114	土 石 流
	大久保谷沢 (1)	10 - 203 - 1 - 115	土 石 流
	大久保谷沢 (2) - 新①	10 - 203 - 1 - 116 - 新①	土 石 流
	祝子ヶ内谷沢	10 - 203 - 1 - 120	土 石 流

祝子ヶ内小谷川	10-203-2-068	土 石 流	直 海	I-1-1773	急傾斜地の崩壊	
直 海 川	10-428-1-035	土 石 流	尾崎第 2	I-1-2133	急傾斜地の崩壊	
直 海 沢	10-428-1-036	土 石 流	祝子第 3	I-1-3567	急傾斜地の崩壊	
直 海 沢 川	10-428-2-037	土 石 流	祝子第 3 - 新①	I-1-3567-新①	急傾斜地の崩壊	
直 海 谷 川	10-428-2-038	土 石 流	祝子第 3 - 新②	I-1-3567-新②	急傾斜地の崩壊	
山月第 2	I-1-1486	急傾斜地の崩壊	祝子第 3 - 新③	I-1-3567-新③	急傾斜地の崩壊	
山月第 3	I-1-1487	急傾斜地の崩壊	祝子第 4	I-1-3568	急傾斜地の崩壊	
山下第 2	I-1-1501	急傾斜地の崩壊	祝子第 4 - 新①	I-1-3568-新①	急傾斜地の崩壊	
山下第 3	I-1-1502	急傾斜地の崩壊	坂 宮	I-1-3577	急傾斜地の崩壊	
山下第 5	I-1-1504	急傾斜地の崩壊	岡 富 第 6	I-1-3595	急傾斜地の崩壊	
山下第 5 - 新①	I-1-1504-新①	急傾斜地の崩壊	尾崎第 3	I-1-3639	急傾斜地の崩壊	
山下第 5 - 新③	I-1-1504-新③	急傾斜地の崩壊	尾崎第 3 - 新①	I-1-3639-新①	急傾斜地の崩壊	
高千穂通第 1	I-1-1506	急傾斜地の崩壊	上直海 1	I-1-3713	急傾斜地の崩壊	
高千穂通第 2	I-1-1507	急傾斜地の崩壊	祝子第 5	II-1-7381	急傾斜地の崩壊	
高千穂通第 3	I-1-1508	急傾斜地の崩壊	祝子第 6	II-1-7405	急傾斜地の崩壊	
高千穂通第 4	I-1-1509	急傾斜地の崩壊	木 城 町	板谷南谷川	08-404-2-006	土 石 流
北 小 路	I-1-1510	急傾斜地の崩壊		板谷東谷川	08-404-2-007-新①	土 石 流
祝子第 1	I-1-1625	急傾斜地の崩壊		板谷-2-新①	II-1-6148-新①	急傾斜地の崩壊
祝子第 1 - 新①	I-1-1625-新①	急傾斜地の崩壊				
祝子第 2	I-1-1626	急傾斜地の崩壊				
尾 崎	I-1-1627	急傾斜地の崩壊				
夏 田	I-1-1628	急傾斜地の崩壊				
上 直 海	I-1-1772	急傾斜地の崩壊				

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び所管の土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成28年 3 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

- 基本測量（機動観測）
- 2 作業地域
宮崎県 えびの市
- 3 作業期間
平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2716号により公告した基本測量（電子基準点現地調査）が平成27年11月30日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成28年 3 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2698号により公告した基本測量（基準点測量）が平成28

年 1 月15日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成28年 3 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第 9 号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第17条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第17条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 3 月24日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

1 設立届

○政党の支部

- (イ) 法第19条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第 1 号)	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
おおさか維新の会衆議院宮崎県第 1 選挙区支部	外 山 齋	富 田 敏 康	宮崎市松橋 1 丁目16-11カ ルナコート 1 F	衆議院議員	○	平成28年 2 月 2 日

○その他の政治団体

- (イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
広瀬功三後援会	広 瀬 功 三	広 瀬 功 三	都城市志比田町5325-31	平成28年 2 月12日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党綾町支部	押 田 和 義	主たる事務所の所在地	東諸県郡綾町大字南俣28 07- 1	東諸県郡綾町大字南俣27 85- 2	平成28年 2 月 3 日
		代 表 者	押 田 和 義	大 隈 寛	
		会 計 責 任 者	日 高 幸 一	押 田 和 義	
自由民主党都農町支部	黒 木 誠	会 計 責 任 者	河 野 哲 一	藤 本 幸 信	平成28年 2 月14日
自由民主党生目支部	森 太	主たる事務所の所在地	宮崎市大字富吉 599	宮崎市大字生目4676番地	平成28年 2 月22日
		代 表 者	森 太	日 高 義 人	
		会 計 責 任 者	日 高 弘 貴	高 妻 芳 光	

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
尾畑英幸後援会	富 井 審 示	主たる事務所の所在地	東臼杵郡美郷町西郷田代 8335 番地 2	東臼杵郡美郷町西郷区田代 8335 番地 2	平成 26 年 4 月 1 日
津曲牧子後援会	津 曲 牧 子	主たる事務所の所在地	児湯郡高鍋町大字北高鍋 4581	児湯郡高鍋町大字北高鍋 4581 - 3	平成 26 年 12 月 1 日
宮崎県歯科医師連盟西臼杵支部	岩 田 充 了	会 計 責 任 者	甲 斐 律 夫	中 野 博 之	平成 27 年 4 月 1 日
谷口善典後援会	小 原 林	会 計 責 任 者	山 浦 公 恵	山 本 富 美	平成 27 年 11 月 16 日
きたぞの一正後援会	東 脇 正	代 表 者	東 脇 正	橋 口 信 夫	平成 27 年 12 月 21 日
宮崎県幼児教育振興連盟	寺 尾 好 洋	代 表 者	寺 尾 好 洋	野 崎 一 也	平成 28 年 2 月 1 日
ひむか向洋会	読谷山 洋 司	主たる事務所の所在地	宮崎市大淀 3 - 5 - 18 南宮崎駅前ビル E 棟 2 F	延岡市柚の木田町 1307 番地	平成 28 年 2 月 22 日
		代 表 者	読 谷 山 洋 司	読 谷 山 洋 司	
よみやま洋司後援会	藤 本 誠	政 治 団 体 の 名 称	よみやま洋司後援会	よみやまようじ後援会	平成 28 年 2 月 22 日
		主たる事務所の所在地	宮崎市大淀 3 - 5 - 18 南宮崎駅前ビル E 棟 2 F	延岡市柚の木田町 1307 番地	
黒木健二後援会	中 島 弘 明	会 計 責 任 者	三 浦 博 文	甲 斐 若 治	平成 28 年 2 月 25 日
健風会	黒 木 健 二	会 計 責 任 者	三 浦 博 文	甲 斐 若 治	平成 28 年 2 月 25 日
伸び行く日向さらに前進の会	佐 藤 和 良	政 治 団 体 の 名 称	伸び行く日向さらに前進の会	責任ある市政を実現する会	平成 28 年 2 月 25 日

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
日高義人後援会	児 玉 宗 隆	井 上 俊 二	宮崎市大字生目 4676 番地	平成 27 年 12 月 1 日
増永逸雄を応援する会	塩 崎 幸 雄	塩 崎 富 善	児湯郡新富町大字新田 15640 - 1	平成 27 年 12 月 1 日
堀口三千年後援会	甲 斐 次 男	堀 口 結 子	串間市大字西方 3374 - 8	平成 27 年 12 月 20 日
米山知子後援会	岡 内 幸 年	中 島 邦 子	児湯郡川南町大字川南 25572 - 2	平成 27 年 12 月 20 日
稲田和利後援会	甲 斐 裕 一	稲 田 春 代	延岡市川島町 2820	平成 27 年 12 月 31 日
清武の明日を考える会	一ノ瀬 良 尚	矢 野 圭 一	宮崎市清武町大字木原 5861 番地 5	平成 27 年 12 月 31 日
坂口義弘後援会	坂 口 義 弘	大 屋 文 雄	日南市大字戸高 1157 - 1	平成 27 年 12 月 31 日
美郷町を創る会	甲 斐 勲 一	黒 木 美穂子	東臼杵郡美郷町西郷田代 674 - 1 番地	平成 27 年 12 月 31 日
県政振興会	矢 野 久 也	持 原 道 雄	宮崎市松橋 2 丁目 4 番 31 号	平成 28 年 1 月 22 日

宮崎県選挙管理委員会告示第 10 号

政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 17 条第 1 項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成 28 年 3 月 24 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

(その他の政治団体)

政治団体の名称 県政振興会
報告年月日 平成 28 年 2 月 5 日
(平成 27 年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	1,712,469 円
ア 前年繰越額	1,712,191 円
イ 本年収入額	278 円

(2) 支出総額	706,480円	イ 寄附	36,000円
2 収入・支出の内訳		(ア) 寄附 (内訳別掲)	
(1) 収入の内訳		a 個人からの寄附	36,000円
カ その他の収入	278円	合 計	36,000円
(ア) 10万円未満の収入	278円	[寄附の内訳]	
合 計	278円	ア 個人からの寄附	
(2) 支出の内訳		その他	36,000円
イ 政治活動費	706,480円	小 計	36,000円
(ア) 組織活動費	200,000円	(2) 支出の内訳	
(オ) 寄附・交付金	500,000円	ア 経常経費	36,000円
(カ) その他の経費	6,480円	(ウ) 備品・消耗品費	36,000円
合 計	706,480円	合 計	36,000円
(平成28年分)			
1 収入・支出の総額		政治団体の名称	美郷町を創る会
(1) 収入総額	1,006,074円	報告年月日	平成28年2月10日
ア 前年繰越額	1,005,989円	(平成27年分)	
イ 本年収入額	85円	1 収入・支出の総額	
(2) 支出総額	1,006,074円	(1) 収入総額	0円
2 収入・支出の内訳		ア 前年繰越額	0円
(1) 収入の内訳		イ 本年収入額	0円
カ その他の収入	85円	(2) 支出総額	0円
(ア) 10万円未満の収入	85円		
合 計	85円	政治団体の名称	清武の明日を考える会
(2) 支出の内訳		報告年月日	平成28年2月16日
イ 政治活動費	1,006,074円	(平成27年分)	
(オ) 寄附・交付金	1,005,534円	1 収入・支出の総額	
(カ) その他の経費	540円	(1) 収入総額	2,628円
合 計	1,006,074円	ア 前年繰越額	2,628円
		イ 本年収入額	0円
政治団体の名称	坂口義弘後援会	(2) 支出総額	0円
報告年月日	平成28年2月5日		
(平成27年分)		政治団体の名称	日高義人後援会
1 収入・支出の総額		報告年月日	平成28年2月24日
(1) 収入総額	11,360円	(平成27年分)	
ア 前年繰越額	11,360円	1 収入・支出の総額	
イ 本年収入額	0円	(1) 収入総額	56,235円
(2) 支出総額	5,800円	ア 前年繰越額	56,235円
2 収入・支出の内訳		イ 本年収入額	0円
(2) 支出の内訳		(2) 支出総額	0円
イ 政治活動費	5,800円		
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	5,800円	政治団体の名称	堀口三千年後援会
a 機関紙誌の発行事業費	5,800円	報告年月日	平成28年2月25日
合 計	5,800円	(平成27年分)	
		1 収入・支出の総額	
政治団体の名称	稲田和利後援会	(1) 収入総額	0円
報告年月日	平成28年2月8日	ア 前年繰越額	0円
(平成27年分)		イ 本年収入額	0円
1 収入・支出の総額		(2) 支出総額	0円
(1) 収入総額	36,000円		
ア 前年繰越額	0円	政治団体の名称	増永逸雄を応援する会
イ 本年収入額	36,000円	報告年月日	平成28年2月26日
(2) 支出総額	36,000円	(平成27年分)	
2 収入・支出の内訳		1 収入・支出の総額	
(1) 収入の内訳		(1) 収入総額	0円

ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 米山知子後援会
 報告年月日 平成28年 2 月29日
 (平成27年分)

宮崎県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第 3 項の規定により、資金管理団体の指定取消の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 52,350円
 ア 前年繰越額 52,350円

平成28年 3 月24日
 宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

1 取消届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	取消年月日
坂 口 義 弘	坂口義弘後援会	平成27年12月31日

県議会告示

宮崎県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示をここに公表する。
 平成28年 3 月24日

宮崎県議会議長 星 原 透

議会告示第 1 号

宮崎県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

宮崎県議会情報公開条例施行規程（平成15年議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(審査会に意見を求めた旨の通知等) 第11条 [略] 2 条例第18条第 2 項の規定による通知は、公文書開示審査会意見聴取通知書（別記様式第14号）により行うものとする。 (異議申立てに係る公文書の開示に関する通知書) 第12条 条例第19条において準用する条例第14条第 3 項の規定による通知は、異議申立てに係る公文書の開示に関する通知書（別記様式第15号）により行うものとする。	(審査会に意見を求めた旨の通知等) 第11条 [略] 2 条例第18条第 3 項の規定による通知は、公文書開示審査会意見聴取通知書（別記様式第14号）により行うものとする。 (審査請求に係る公文書の開示に関する通知書) 第12条 条例第19条において準用する条例第14条第 3 項の規定による通知は、審査請求に係る公文書の開示に関する通知書（別記様式第15号）により行うものとする。

別記様式第 5 号、別記様式第 6 号及び別記様式第12号の教示を次のように改める。

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、宮崎県議会議長に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

別記様式第13号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第14号中「異議申立て」を「審査請求」に、「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に改める。

別記様式第15号中「異議申立てに」を「審査請求に」に改め、同様式の教示を次のように改める。

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、宮崎県議会議長に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

附 則

この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。